別記様式第八（第三十二条関係）（平31国交令35・追加）

表

第　　号

身　分　証　明　書

住　　所
職名及び氏名

上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第25条第２項の規定により、都道府県知事の命令／委任に基づいて、使用権設定土地の原状回復を行うことができる者であることを証する。

年　　月　　日

都道府県知事　　印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第二十五条　都道府県知事は、前条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、使用権設定土地を原状に回復することを命ずることができる。

２　都道府県知事は、前項の規定により使用権設定土地の原状回復を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復を命ずべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該原状回復を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

３　前項の規定により使用権設定土地の原状回復を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

不要の部分は消すこと。